

令和6年1月18日(木曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

令和6年能登半島地震による市税の申告・納付等の期限の延長について

令和6年能登半島地震の発生を受け、野々市市では、市税に関する申告や納付等の期限を一括して延長することとしましたので、お知らせします。

- 1 対象となる納税者
石川県及び富山県に住所を有する個人
石川県及び富山県に事務所若しくは事業所を置く法人
- 2 延長される期限
令和6年1月1日以降に期限が到来する地方税又は野々市市条例に基づき野々市市に対して行う申告・納付等に関する手続の期限を延長します。
- 3 延長後の期限
申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況等を踏まえ、後日告示いたします。
- 4 個別の申請に基づく期限延長について
石川県及び富山県以外に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を置く法人であっても、この度の地震等の影響により、期限までに市税の申告・納付等ができない場合には、申告・申請ができない理由がやんだ日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内に、税務課に申請いただくことにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

お問い合わせ先

野々市市総務部税務課
担当：北出 TEL：227-6041

